滋 建 指 第 320 号 令和2年(2020年)10月12日

各位

滋賀県土木交通部建築課建築指導室長 (公 印 省 略)

被災建築物応急危険度判定士登録のお願い

平素は、本県の住宅・建築行政にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

被災建築物応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下等の危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としており、平成7年の阪神・淡路大震災や、平成16年の新潟県中越地震、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、平成30年の大阪府北部地震などにおいて実施され、大きな成果をあげています。

滋賀県でも、応急危険度判定の実施に備え、応急危険度判定士の養成・登録を行っており、最近では大阪府北部地震において判定活動を行ったところです。

内閣府より公表されている南海トラフ巨大地震の被害予測では、滋賀県においても大きな被害が予想されており、応急危険度判定を必要とする建築物が多く発生すると想定されることから、協力していただける民間の建築士等の方々に、応急危険度判定士として活動していただきたいと考えております。

つきましては、応急危険度判定士登録認定講習会を開催しますので、別添『登録認定講習会の案内』をご確認のうえ、受講いただきますようお願いします。

また、応急危険度判定士の登録が失効した方は、当講習会にご参加いただき、再度受講いただきますようお願いします。

滋賀県土木交通部建築課建築指導室 住まいの安全対策係 西村

電話 077-528-4262

FAX 077-528-4912

E-mail:antai@pref.shiga.lg.jp